

## 企業・消費者向け教育・研修事業に係る官民競争入札の経緯及び今後の対応について

平成 21 年 7 月 10 日  
独立行政法人国民生活センター

## 1. 入札の経緯

- ( 1 ) 平成 21 年 4 月 30 日 入札公告 ( 6 月 24 日まで ) ( 10 者に情報提供 )
- ( 2 ) 平成 21 年 5 月 19 日 入札説明会の開催 ( 3 者 )
- ( 3 ) 平成 21 年 6 月 25 日 入札書等の提出期限 ( 1 者 ( 独立行政法人国民生活センター入札参加部門 ) )
- ( 4 ) 平成 21 年 7 月 24 日 開札

## 2. 入札参加を辞退した事業者からの聴取結果

入札を辞退した事業者 2 者より、辞退の理由を聴取したところ、主な理由は以下のとおりであった。

消費者向教育の経験がないことから、研修内容の企画が難しく、入札におけるリスク ( 落札できるか ) を考慮した。

消費生活問題に関する事例の選定、講師との調整等、手間ひまがかかる難しい運営が必要で、実施が困難と考えた。

失敗が許されない事業のため、周到な準備が必要であるが、特に消費者フォーラムの分科会などで運営体制を構築することが難しいと考えた。

## 3. 今後の対応について

入札公告期間を、5 6 日間として入札参加者を募ったが、民間事業者からの入札がなかった。この時点で入札期限を延長することを検討したが、入札を辞退した事業者からの聴取内容からは、延長した場合でも応札が期待できないと考えられた。

また、実施要項においては、落札者の決定は、総合評価点でセンターを上回る点数を得た民間事業者があった場合は、もっとも高い総合評価点を得た民間事業者を落札者として決定し、センターを上回る点数を得た民間事業者がなかった場合は、センターが本件対象業務を実施することを決定する、としている。

これらのことから、入札参加者 1 者で、当初予定どおり、7 月 24 日に開札を行い、センター入札参加部門が作成した「本件業務実施に要する経費の金額」が、予定価格の制限の範囲内であった場合は、落札候補者とする。